

ゆとりという名の頂きを目指そう。

外貨で育てる定額年金保険

達成感FX

解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)

積立期間
2年
プラン

積立期間
10年
プラン



ご契約の際には、この「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>兼商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。

「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等についてご説明しています。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について
- 責任開始期について
- 死亡保険金等をお支払いできない場合について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

募集代理店からのお知らせ

- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、募集代理店とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 募集代理店の取り扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において募集代理店の他の業務に利用する場合があります。
- 今回の保険募集に関する募集代理店とお客さまの取引が、募集代理店におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
- 個人年金保険契約の引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。
- 募集代理店は、解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)「達成感FX」の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはクレディ・アグリコル生命では個人年金保険をお申し込みいただけない場合があります。

くわしくは生命保険販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

【募集代理店】

【共同募集代理店】
ジェイアンドエス保険サービス株式会社

【引受保険会社】

クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター ☎0120-60-1221
Webサイト <http://www.ca-life.jp/>

CAL1302-MKA10RB24-2 2013年4月

契約締結前交付書面 <契約概要/注意喚起情報> 兼 商品パンフレット

【募集代理店】

【引受保険会社】

 **CRÉDIT AGRICOLE**
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)「達成感FX」はクレディ・アグリコル生命保険株式会社を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

2013年4月改

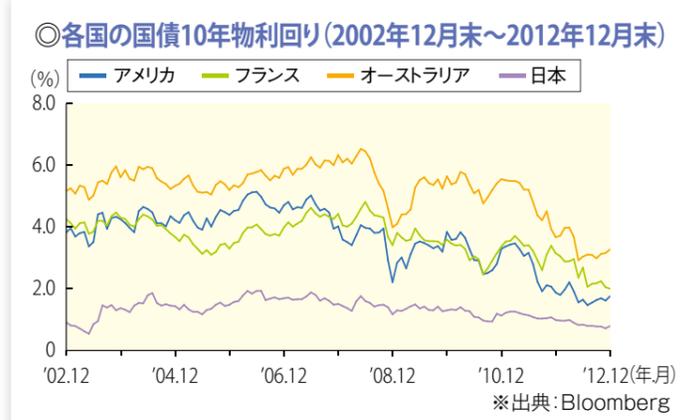
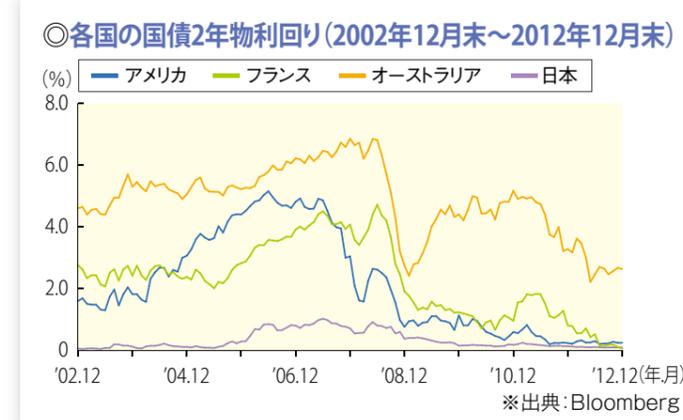
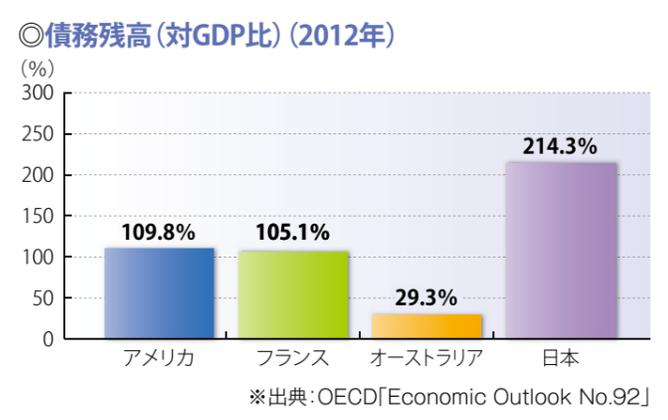


資産運用には興味があるけど、
景気も思わしくない。
何を選べばいいのかなあ…。



外国通貨建ての固定金利で運用する生命保険は
いかがですか？

※当資料で示されている過去の実績・状況および見通しは作成時点のものであり、将来の市場環境等を示唆・保証するものではありません。



⚠️ ご契約前に必ずご確認ください

解約払戻金市場金利連動型個人年金保険(通貨指定型)「達成感FX」は、クレディ・アグリコル生命保険株式会社を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

■この保険における市場リスクについて

- この保険は、外国通貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した合計額が、契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約払戻金額等の支払合計額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■ご負担いただく諸費用について

- この保険にかかる費用は、「契約時にご負担いただく費用」「積立期間中にご負担いただく費用」「年金支払期間中にご負担いただく費用」の合計額になります。また、「積立期間の再設定時にご負担いただく費用」「繰延べ期間中または据置期間中にご負担いただく費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。諸費用についてくわしくは、契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>P17「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。

■その他のご留意事項について

- プランにより、ご選択いただける指定通貨や付加できる特約が異なります。
- 契約後に指定通貨の変更はできません。また、指定通貨以外の外国通貨による解約払戻金、年金、死亡保険金等のお支払いはできません。
- 契約時に年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。

1 豪ドル建てで安定運用

- 運用する通貨(指定通貨)は**豪ドル**です。一時払保険料は、豪ドル以外にも、円または米ドルでお払い込みいただけます(保険料円入金特約、保険料外貨入金特約)。
- 契約時に適用される積立利率で運用するため、積立期間満了時の**豪ドル建ての年金原資が確定**しています。

- ⚠ 豪ドル以外の外国通貨で解約払戻金、年金、死亡保険金をお支払いすることはできません。
- ⚠ ご契約を解約した場合には市場価格調整を行うため、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ⚠ 契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。



2 積立期間は2年

- 積立期間は2年。年金支払開始日以後のお支払いは年金もしくは年金原資の一括支払をご選択いただけます。
- 積立期間の再設定(指定通貨建積立期間再設定特約)、または、年金支払開始日の繰延べをすることができます。

- ⚠ 契約時にご選択いただける年金種類は確定年金(年金支払期間:5年)のみですが、年金支払開始日前であれば年金種類を変更することができます。
- ⚠ 再設定時の金利情勢等により、再設定をお取り扱いできない場合や再設定のお取り扱い内容を変更する場合があります。
- ⚠ 再設定後の積立利率および繰延べ期間中の利率は、契約時に適用される積立利率とはそれぞれ異なります。



3 死亡保険金の最低保証

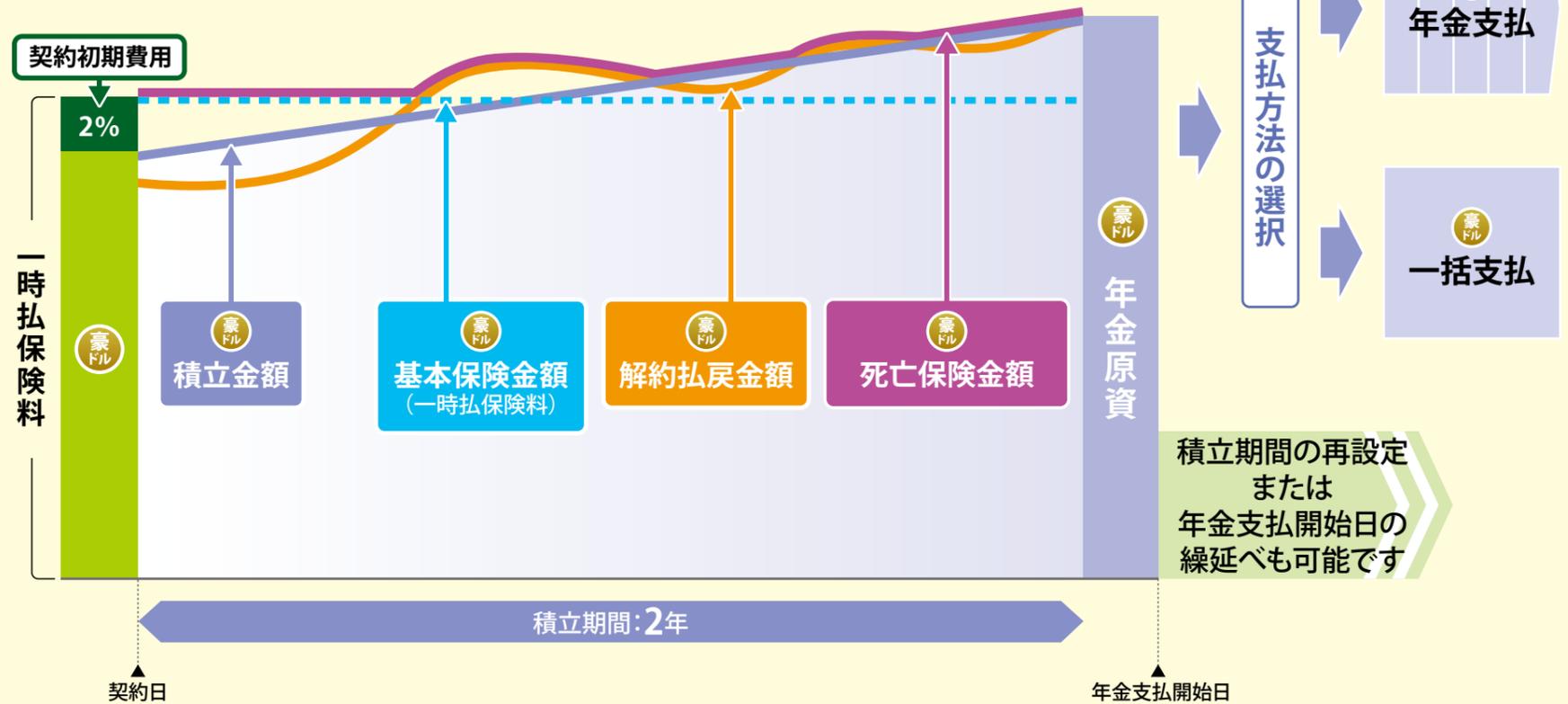
- 積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の豪ドル建ての**基本保険金額、積立金額、解約払戻金額のうち最も大きい額**を死亡保険金としてお支払いします。

- ⚠ 死亡保険金の最低保証は豪ドル建てです。



〈積立期間2年プランのイメージ図〉

⚠ この保険は、外国通貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金をお支払時の為替レートで円換算した合計額が、契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。



※上図はイメージ図であり、一部解約や積立期間の再設定等があった場合を想定していません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。

※死亡保険金、解約払戻金、年金等をお支払いする際の通貨は、指定通貨(豪ドル)または円をご選択いただけます(円支払特約(12)、年金円支払特約)。

積立期間2年プランに適用されるクレディ・アグリコル生命所定の為替レートは以下の通りです。

●「保険料外貨入金特約」を付加する場合	$\text{契約日の}\{(\text{豪ドルTTM} + 25\text{銭}) \div (\text{米ドルTTM} - 25\text{銭})\}$ <p><指定通貨(豪ドル)建ての一時払保険料の計算方法> 例) 払込金額: 10,000米ドル、保険料外貨入金特約の為替レート: 1豪ドル=1.0625米ドルの場合 豪ドル建ての一時払保険料 = 10,000米ドル ÷ 1.0625 = 9,411.77豪ドル</p>
●「保険料円入金特約」を付加する場合	契約日のTTM + 50銭
●「円支払特約(12)」「年金円支払特約」を付加する場合	円換算日のTTM - 3銭

※上記の為替レートは、将来変更されることがあります。
※TTM(対顧客電信相場仲値)は、三井住友銀行
※付加できる特約、為替レートについて詳しくは、契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報> P12~P14「4 特約について」をご確認ください。

の発表する値を使用します。
約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報> P12~P14「4 特約について」をご確認ください。

📧 **アラートサービス**で契約日から1年経過後のサービスを提供し

1年後からウォッチより、解約払戻金の円換算額の状態をお知らせしています。くわしくはP7をご覧ください。

⚠ アラートサービスは商品機能の一部ではなく、クレディ・アグリコル生命が契約者に提供するサービスです。これにより、円建ての運用成果を確保するものではありません。

「目標額」に到達した場合には、自動的に運用成果を円貨で確保します。

1 選べる通貨は3種類



- 運用する通貨(指定通貨)は**米ドル・ユーロ・豪ドル**からご選択いただけます。一時払保険料は、指定通貨以外にも、円でお払い込みいただけます(保険料円入金特約)。また、豪ドルを指定通貨とする場合、米ドルによるお払い込みも可能です(保険料外貨入金特約)。
- 契約時に適用される積立利率で運用するため、積立期間満了時の**指定通貨建ての年金原資が確定**しています。
- 積立期間は10年です。

- ⚠ 契約後に指定通貨の変更はできません。
- ⚠ 指定通貨以外の外国通貨で解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払いすることはできません。
- ⚠ ご契約を解約した場合には市場価格調整を行うため、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ⚠ 契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。



2 目標設定で早めにキャッチ

- 解約払戻金額を円に換算した金額があらかじめ設定された目標額に到達すると、自動的に据置期間付円建年金に移行し円貨で運用成果を確保します(円建年金移行特約)。目標額は**120%・130%・140%・150%**からご選択いただけます。
- 積立期間中の目標額到達の判定は、契約日からその日を含めて**3年経過後**から、**月単位の契約応当日**に行います。

- ⚠ 「円建年金移行特約」のみを途中で解約することはできません。
- ⚠ 解約払戻金円換算額が必ず目標額に到達することを保証するものではありません。
- ⚠ 契約時にご選択いただける年金種類は、確定年金(年金支払期間:5年)のみですが、年金支払開始日前であれば年金種類を変更することができます。

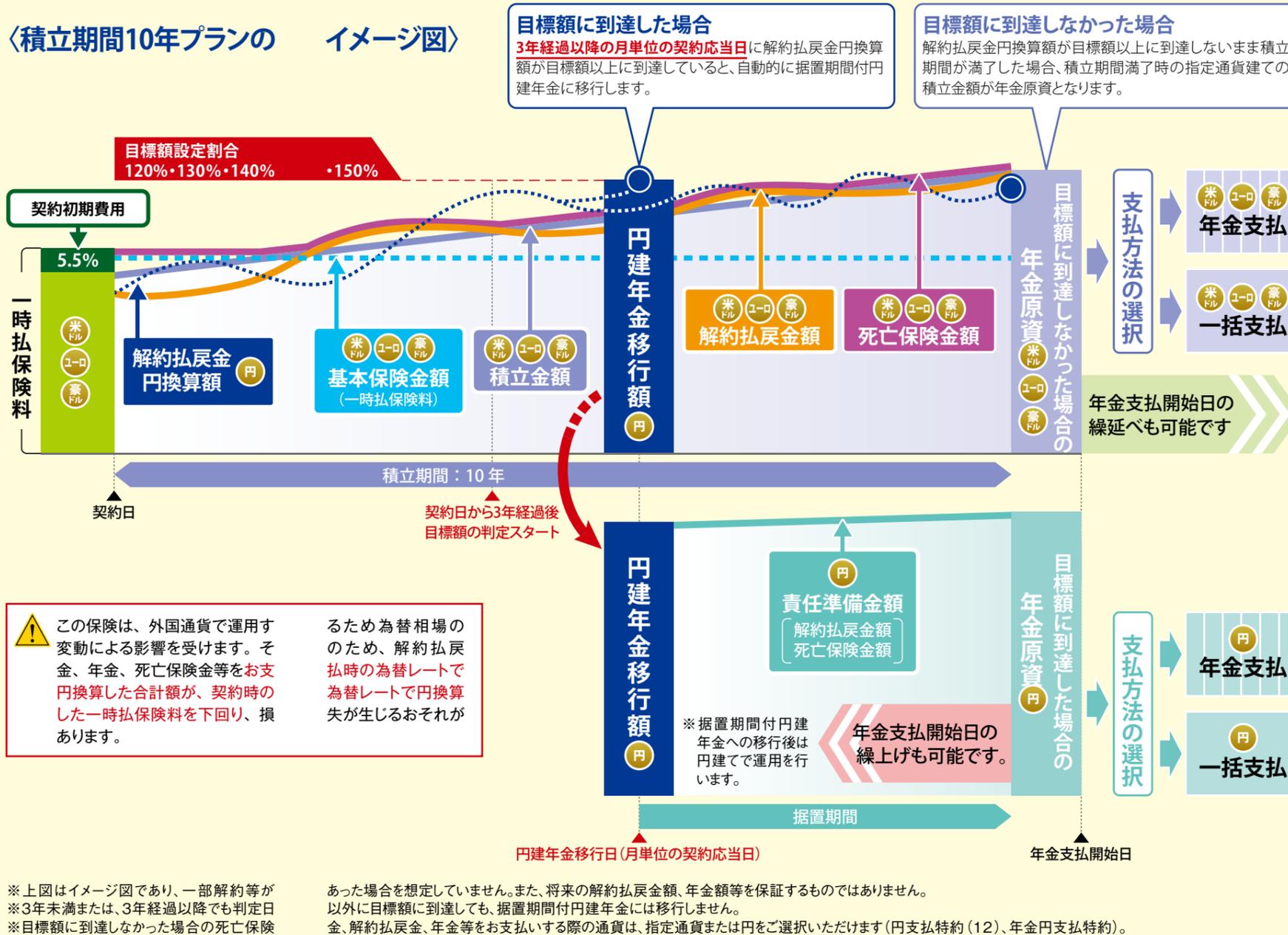


3 死亡保険金の最低保証

- 積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の指定通貨建ての**基本保険金額、積立金額、解約払戻金額のうち最も大きい額**を死亡保険金としてお支払いします。

- ⚠ 死亡保険金の最低保証は指定通貨建てです。

〈積立期間10年プランのイメージ図〉



積立期間10年プランに適用

●「保険料外貨入金特約」を付加する場合(指定通貨が豪ドルの場合のみ)	契約日の{(豪ドルTTM+25銭)÷(米ドルTTM-25銭)}
●「保険料円入金特約」を付加する場合	契約日のTTM+50銭
●「円支払特約(12)」「年金円支払特約」を付加する場合	米ドル:円換算日のTTM-1銭/ユーロ:円換算日のTTM-2銭/豪ドル:円換算日のTTM-3銭
●据置期間付円建年金に移行する場合	

※上記の為替レートは、将来変更されることがあります。
※TTM(対顧客電信相場仲値)は、三井住友銀行
※付加できる特約、為替レートについてくわしくは、

されるクレディ・アグリコル生命所定の為替レートは以下の通りです。

の発表する値を使用します。
契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報> P12~P14「4 特約について」をご確認ください。

アラートサービスで
契約日から1年経過後
するサービスを提供し

1年後からウォッチ
より、解約払戻金の円換算額
の状況をお知らせ
しています。くわしくはP7
をご覧ください。

- ⚠ アラートサービスは商品機能の一部ではなく、クレディ・アグリコル生命が契約者に提供するサービスです。これにより、円建ての運用成果を確保するものではありません。

ご参考 アラートサービスについて

- 契約日からその日を含めて1年経過後から年金支払開始日前までの期間、解約払戻金円換算額をクレディ・アグリコル生命が毎日チェックします。
- 契約日におけるクレディ・アグリコル生命所定の為替レートで円換算した一時払保険料に対して、解約払戻金円換算額が105%以上に到達した場合、5%刻み（アラート到達割合:105%・110%・115%…）で解約払戻金円換算額をお知らせします。
- 各アラート到達割合の初回の到達時のみお知らせします。到達のお知らせは書面で初回の到達日の翌日から5営業日以内に行います。

くわしくはカスタマーサービスセンターにお問い合わせください。


CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE
 クレディ・アグリコル生命

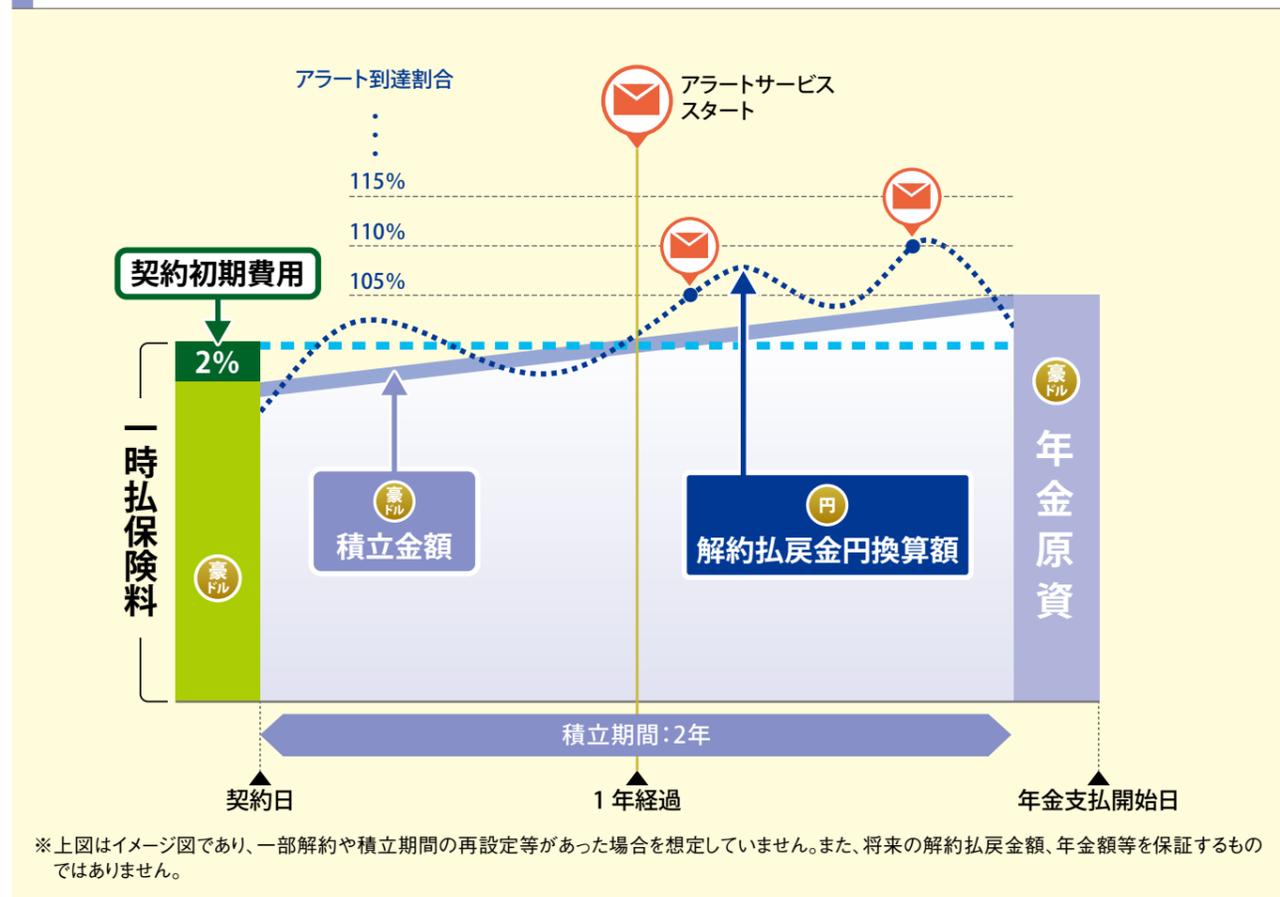
カスタマーサービスセンター

0120-60-1221

受付時間：
 月～金曜日 9:00～17:00
（祝休日・年末年始の休日を除く）

アラートサービスご利用の際のイメージ図

例) 積立期間2年プランの場合



アラートサービスについてご注意いただきたい事項

- ・アラートサービスは商品機能の一部ではなく、クレディ・アグリコル生命が契約者に提供するサービスです。これにより、円建ての運用成果を確保するものではありません。
- ・書面の郵送は普通郵便により行います。郵送上の事故等による当サービスの遅延、不能につきましては、クレディ・アグリコル生命では責任を負いません。
- ・アラートサービスは将来の利益や損失軽減を示唆、あるいは保証するものではありません。

契約締結前交付書面 <契約概要／注意喚起情報>

この書面は、保険業法に基づき契約締結前にお客さまに交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を<契約概要>と<注意喚起情報>に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

契約概要

- 「契約概要」は、契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示し記載していますのでご確認ください。

に記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。
 ています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- 住所 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
 ☎ 0120-60-1221 <http://www.ca-life.jp/>
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

2 商品のしくみと特徴

- この保険は、契約時にご選択いただいた外国通貨を指定通貨として運用を行い、指定通貨建てで年金や解約払戻金等をお支払いする、一時払個人年金保険(生命保険)です。

積立期間	選択できる指定通貨
積立期間2年プラン	豪ドル
積立期間10年プラン	米ドル・ユーロ・豪ドル

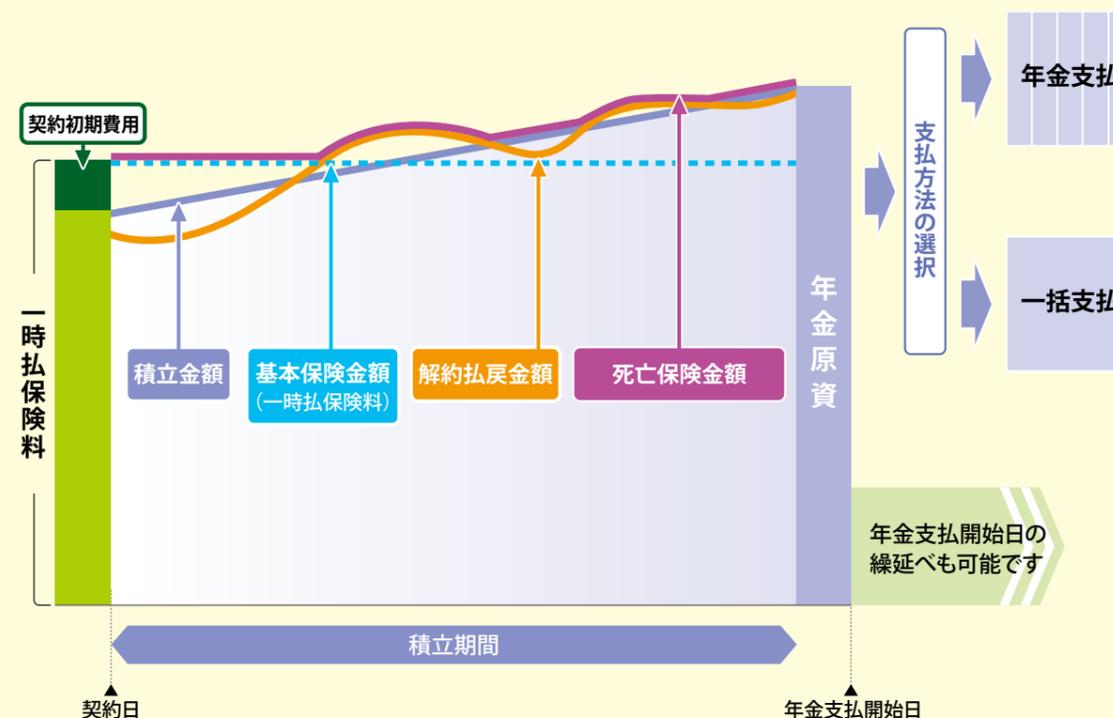
- 積立利率は毎月2回(1日と16日)設定されます。契約日から積立期間満了までの期間中、ご契約に適用される積立利率は、契約日における積立利率となります。
- 年金種類は、確定年金または保証期間付終身年金からご選択いただけます。また、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。
- 積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の基本保険金額、積立金額、解約払戻金額のうち最も大きい額を死亡保険金としてお支払いします。
- この保険の積立期間10年プランには、円建年金移行特約が付加されており、解約払戻金額を円に換算した金額があらかじめ設定された目標額に到達すると、自動的に据置期間付円建年金に移行します。円建年金移行特約についてくわしくは、契約概要P12「4 特約について」をご覧ください。



注意

- ・この保険は、外国通貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した合計額が、契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- ・この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約払戻金額等の支払合計額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・プランにより、ご選択いただける指定通貨や付加できる特約が異なります。
- ・契約後に指定通貨の変更はできません。また、指定通貨以外の外国通貨で解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払いすることはできません。
- ・契約時に年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。

〈主契約のイメージ図〉



※ 上図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。
 ※ 契約時にご選択いただける年金種類は、確定年金(年金支払期間:5年)のみですが、年金支払開始日前であれば年金種類を変更することができます。

3 保障内容について

・年金種類および年金支払開始年齢

年金種類		年金支払開始年齢
確定年金	あらかじめ定めた年金支払期間中、被保険者が生存されている限り年金をお支払いします。 【年金支払期間】5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年	積立期間 2年プラン 2歳～90歳 積立期間 10年プラン 10歳～90歳
	保証期間付終身年金	被保険者が生存されている限り、年金をお支払いします。 【年金保証期間】5年・10年・15年
		20歳～90歳

※第1回の年金額が1,000米ドル、1,000ユーロ、1,000豪ドル、または10万円(円建年金移行特約により据置期間付円建年金に移行した場合もしくは円支払特約(12)により円建ての年金をお支払いする場合)に満たない場合は、年金原資額を契約者に一括でお支払いし、ご契約は消滅します。

※第1回の年金額が3,000万円(指定通貨建ての場合はクレディ・アグリコル生命所定の為替レートにより円換算した年金額)を超える場合は、3,000万円を超える部分に対応する年金原資額を第1回の年金額にあわせて一括で年金受取人にお支払いします。

※年金支払期間中または年金保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合については、下記「死亡時の保障」または「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※年金支払開始日の被保険者の年齢が20歳未満の場合、保証期間付終身年金をご選択いただくことはできません。



- ・契約時に年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算します。
- ・指定通貨以外の外国通貨で年金をお支払いすることはできません。
- ・契約時の年金種類は確定年金(年金支払期間:5年)のみです。

・年金支払開始日の繰延べ

■年金支払開始日前であれば、契約者からのお申し出により、年金支払開始日の繰延べをすることができます。

■繰延べ後の年金支払開始日は、繰延べ前の年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月後から10年後の範囲内の月単位の応当日(応当日のない場合はその月の末日)とします。また、繰延べ後の年金支払開始日に、被保険者の年齢が90歳を超える場合はお取り扱いできません。

■繰延べ期間中は、繰延べ前の年金原資額に基づき、繰延べ前の年金支払開始日におけるクレディ・アグリコル生命の定める率で計算される責任準備金が積み立てられます。繰延べ期間中の死亡保険金額および解約払戻金額は責任準備金額となります。



- ・円建年金移行特約により据置期間付円建年金に移行した場合、移行後の年金支払開始日の繰延べはできません。
- ・年金支払開始日の繰延べをしたご契約については、指定通貨建積立期間再設定特約を付加できません。

・死亡時の保障

死亡保険金	年金支払開始日前	積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の基本保険金額、積立金額、解約払戻金額のうち最も大きい額(据置期間中または繰延べ期間中にお亡くなりになった場合は責任準備金額)を死亡保険金受取人にお支払いします。
死亡一時金	年金支払開始日以後	年金支払期間(保証期間付終身年金については年金保証期間)中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存年金支払期間(残存年金保証期間)中の未払年金の現価相当額を一括して年金受取人にお支払いします。年金受取人から請求があった場合は、死亡一時金に代えて残存年金支払期間(残存年金保証期間)中、継続して年金をお支払いします。

※支払事由に該当し死亡保険金・死亡一時金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。



- ・死亡保険金等をお支払いできない場合についてくわしくは、注意喚起情報のP19「3 死亡保険金等をお支払いできない場合について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ・指定通貨以外の外国通貨で死亡保険金等をお支払いすることはできません。

4 特約について

・円建年金移行特約(積立期間10年プランのみ)

■契約日からその日を含めて3年経過後から、積立期間の満了日までの月単位の契約応当日(判定日)に、指定通貨建ての解約払戻金額を目標額計算為替レートを用いて円換算した金額(解約払戻金円換算額)が目標額以上に到達している場合、その日を移行日として据置期間付円建年金に自動的に移行します。移行後は円建てとなります。

■目標額は、基準額計算為替レートを用いて指定通貨建ての一時払保険料を円換算した金額(円入金特約を付加した場合は円の入金額)に、目標額指定割合を乗じた金額となります。目標額指定割合は120%・130%・140%・150%の中からご選択いただけ、据置期間付円建年金に移行する前に限り、変更することができます。

■円建年金移行額は、移行日の解約払戻金円換算額とし、移行日におけるクレディ・アグリコル生命の定める利率で計算される責任準備金が年金支払開始日の前日まで積み立てられます。

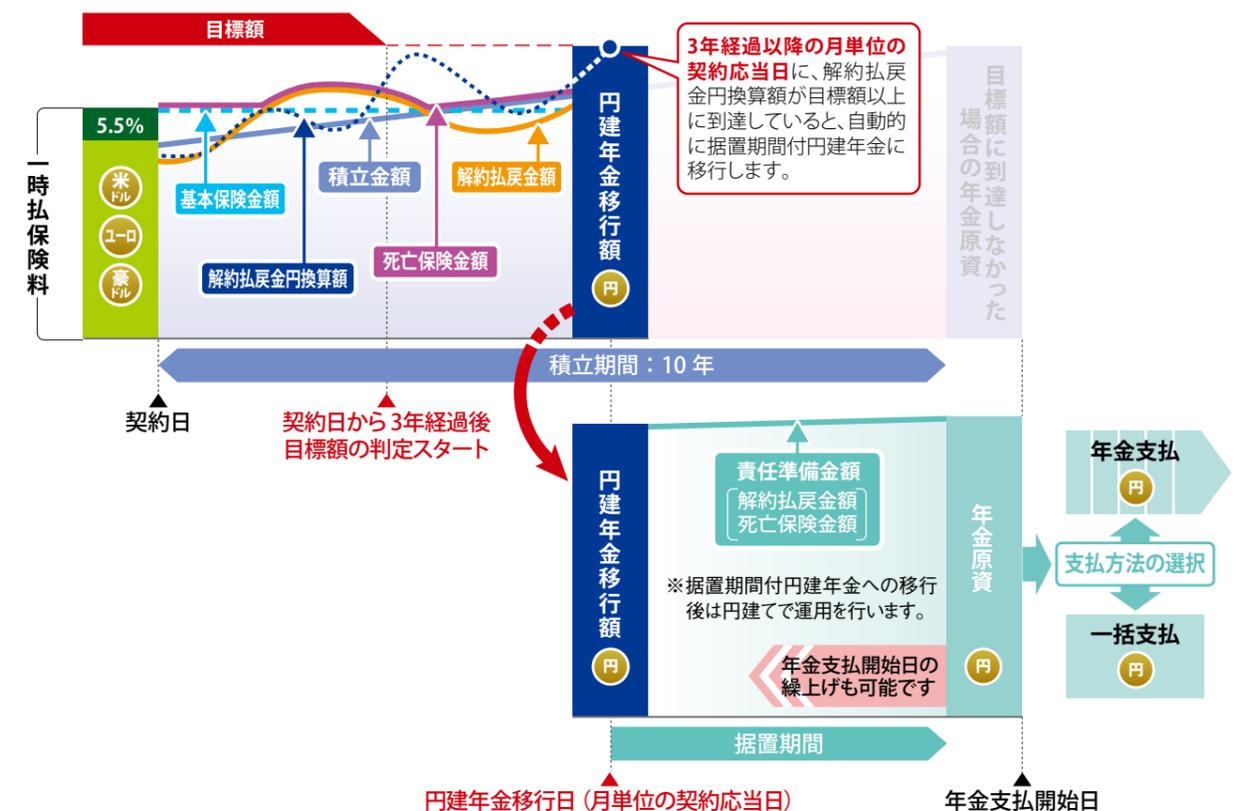
■据置期間中の死亡保険金額および解約払戻金額は責任準備金額となります。

■据置期間中、クレディ・アグリコル生命の定める範囲内で年金支払開始日の繰上げおよび年金種類等の変更をすることができます。

■契約日から10年経過しても目標額に到達せず、契約者のお申し出により年金支払開始日の繰延べを行った場合、繰延べ期間中の目標額到達の判定は毎日行います。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■「基準額計算為替レート」「目標額計算為替レート」はP14<クレディ・アグリコル生命所定の為替レート>をご覧ください。

<円建年金移行特約の目標額以上に到達した場合のイメージ図>



※上図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。

※3年未満または、3年経過以降の判定日以外に目標額に到達しても、据置期間付円建年金には移行しません。

※年金支払開始日の繰延べを行った場合、繰延べ期間中の目標額到達の判定は毎日行います。



- ・積立期間10年プランには、あらかじめこの特約が付加されており、この特約を付加せず申し込むことはできません。また、この特約のみを途中で解約することはできません。
- ・積立期間2年プランにはこの特約を付加することはできません。
- ・据置期間付円建年金への移行後は、年金支払開始日の繰延べはお取り扱いしません。

・遺族年金支払特約(08)

- 年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金の一括支払に代えて、死亡保険金の全部または一部を確定年金として、死亡保険金受取人にお支払いすることができます。
 - この特約を付加した場合、円支払特約(12)が合わせて付加されます。指定通貨建てで遺族年金をお支払いすることはできません。
- ※年金額は10万円以上、3,000万円以下の範囲内でお取り扱いします。

・指定代理請求特約

- 年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として、クレディ・アグリコル生命の承諾を得て年金・死亡一時金を請求することができます。

・指定通貨建積立期間再設定特約(積立期間2年プランのみ)

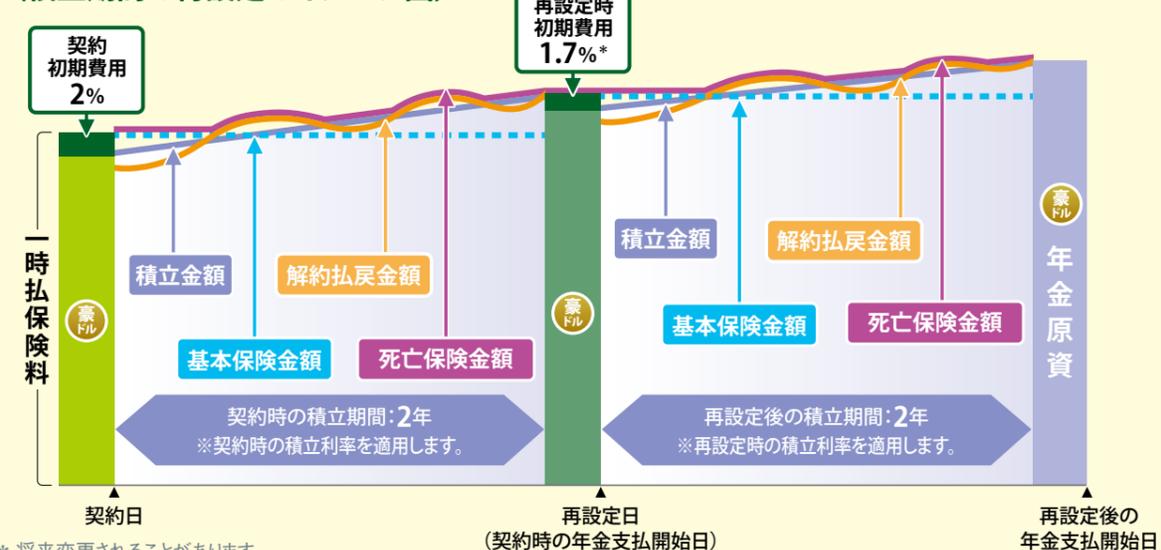
- 年金支払開始日前に契約者からのお申し出があり、クレディ・アグリコル生命がそれを承諾した場合、積立期間を2年延長し、新たな積立利率を適用します(積立期間の再設定)。
- 再設定前の年金支払開始日を再設定日とし、その前日末の積立金額(再設定前の年金原資額)を新たな基本保険金額とします。
- 再設定日前日末の積立金額から再設定時初期費用1.7%(豪ドル建て・積立期間2年の再設定にかかる初期費用)*を控除した金額を、再設定日における積立利率で運用します。再設定日の積立利率は再設定後の積立期間の満了日まで適用します。
*将来変更されることがあります。
- 再設定後に解約・一部解約をする場合は、再設定前と同様に市場価格調整があります。くわしくは、契約概要P15の「5 解約払戻金について」をご覧ください。
- 再設定後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳を超えない範囲で、何度でも再設定することができます。



注意

- ・積立期間10年プランにはこの特約を付加することはできません。
- ・年金支払開始日の繰延べをしたご契約については、指定通貨建積立期間再設定特約を付加できません。
- ・再設定後の積立利率は、契約時に適用される積立利率とは異なります。
- ・再設定時の金利情勢等により、再設定をお取り扱いできない場合や再設定のお取り扱い内容を変更する場合があります。

〈積立期間の再設定のイメージ図〉



* 将来変更されることがあります。

※上図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。

・保険料外貨入金特約(指定通貨が豪ドルの場合のみ)

- 豪ドル建ての一時払保険料を米ドルでお払い込みいただくことができます。

・保険料円入金特約

- 指定通貨建ての一時払保険料を円でお払い込みいただくことができます。

・円支払特約(12)

- 指定通貨建ての解約払戻金額、年金額、死亡保険金額等を円でお支払いすることができます。
- この特約による円建ての年金のお支払いは、年金支払開始時に一括で円に交換した年金原資をもとに行います。そのため第1回の年金支払の際にこの特約を付加した場合にのみお取り扱いします。
- この特約を付加した場合には、以降、指定通貨建てでのお支払いはできません。

・年金円支払特約

- 指定通貨建ての年金額を各年の年金支払時に円に交換してお支払いすることができます。

・年金額分割払特約

- 年金額を分割してお支払いすることができます。なお分割後の年金額が10万円に満たない場合はお取り扱いしません。
- 指定通貨建てで年金額を分割してお支払いすることはできません。年金支払開始時に円支払特約(12)を付加する場合、もしくは、年金支払時に年金円支払特約を付加する場合にのみお取り扱いします。

〈クレディ・アグリコル生命所定の為替レート〉

- 各特約のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートは下記の通りです。

特約	クレディ・アグリコル生命所定の為替レート	換算基準日
保険料外貨入金特約	(豪ドルTTM+25銭)÷(米ドルTTM-25銭)	契約日(着金日)
保険料円入金特約	TTM+50銭	契約日(着金日)
円建年金移行特約	基準額計算為替レート (目標額を設定する ための為替レート)	TTM+50銭
	目標額計算為替レート (目標額到達の判定を するための為替レート)	米ドル : TTM-1銭 ユーロ : TTM-2銭 豪ドル : TTM-3銭
円支払特約(12)	米ドル : TTM-1銭 ユーロ : TTM-2銭 豪ドル : TTM-3銭	判定日
年金円支払特約		年金支払日または請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日のいずれか遅い日

※ 上記の為替レートは、将来変更されることがあります。

※ TTM(対顧客電信相場仲値)は、三井住友銀行の発表する値を使用します。

5 解約払戻金について

- ご契約を解約または一部解約する場合、**市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)**。
- 解約(一部解約)の請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日(書類に不備がある場合は完備した日)を解約日(一部解約日)とし、その翌日から効力が生じます。
- 解約払戻金額は、解約日または一部解約日における積立金額(一部解約の場合は一部解約請求金額)および市場価格調整率に基づいて計算した金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額 (一部解約請求金額)} \times \text{市場価格調整率}$$

市場価格調整率

市場価格調整率とは、解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて解約払戻金額を調整するための比率です。計算方法は以下の通りです。

$$\text{市場価格調整率} = \frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率}^*1 + 0.5\%} \times \text{残存月数}^*2 / 12$$

*1 解約払戻金計算基準日を契約日として、新たなご契約を締結した場合に適用される積立利率のことです。

*2 残存月数は、解約払戻金計算基準日からその日を含めて積立期間の満了日までの月数をいいます。月数未満は切り上げとなります。

※ 年金支払開始日の繰延べ期間中または据置期間付円建年金に移行後の据置期間中に解約または一部解約される場合には、市場価格調整を適用しません。この場合、解約払戻金額は、解約日または一部解約日における責任準備金額(一部解約の場合は一部解約請求金額)となります。

- 一部解約後の積立金額(または責任準備金額)が下記の金額を下回る場合は一部解約できません。

指定通貨	一部解約できる金額	一部解約後の積立金額(責任準備金額)
米ドル	1,000米ドル以上100米ドル単位	10,000米ドル
ユーロ	1,000ユーロ以上100ユーロ単位	10,000ユーロ
豪ドル	1,000豪ドル以上100豪ドル単位	10,000豪ドル
円*	10万円以上1万円単位	100万円

*円建年金移行特約により据置期間付円建年金に移行した場合

- 一部解約した場合の基本保険金額は、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて減額され、一部解約日の翌日以後は減額された基本保険金額が適用されます。



注意

- この保険は、契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。また、積立期間の再設定を行う場合は、再設定日に再設定日前日末の積立金額から再設定時初期費用を控除します。そのため、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約払戻金額(一部解約した場合、解約払戻金額と年金額等お支払いする金額の合計額)が一時払保険料を下回ることがあります。
- 指定通貨以外の外国通貨で解約払戻金をお支払いすることはできません。
- 積立期間中の解約払戻金額は、年金原資額が上限となります。

6 配当金について

- この保険には、配当金はありません。

7 諸費用について

- この保険にかかる費用について詳しくは、注意喚起情報のP17「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。

8 引受条件について

項目	条件	
積立期間	2年	10年
契約年齢(被保険者の満年齢)	0歳~85歳*1	0歳~80歳*1
一時払保険料(指定通貨建て)	米ドル	お取り扱いしません。10,000米ドル以上、円換算額*2で3億円以下(100米ドル単位)
	ユーロ	お取り扱いしません。10,000ユーロ以上、円換算額*2で3億円以下(100ユーロ単位)
	豪ドル	10,000豪ドル以上、円換算額*2で3億円以下(100豪ドル単位) 10,000豪ドル以上、円換算額*2で3億円以下(100豪ドル単位)
保険料円入金特約	100万円以上、3億円以下(1万円単位)	
保険料外貨入金特約	10,000米ドル以上、円換算額*2で3億円以下(100米ドル単位)	【指定通貨が豪ドルの場合のみ】10,000米ドル以上、円換算額*2で3億円以下(100米ドル単位)
被保険者	契約者またはその配偶者もしくは2親等内の血族	
年金受取人	契約者または被保険者	
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族	
指定代理請求人	年金受取人の戸籍上の配偶者・直系血族・同居または生計を一にしている3親等内の親族の中から1名	
後継年金受取人	被保険者本人または被保険者の配偶者もしくは3親等内の親族の中から1名	
保険料の払込方法	一時払のみ	
年金支払開始日の繰延べ	繰延べ前の年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月後から10年後*3の範囲内(月単位)	
増額	お取り扱いしません。	
契約者貸付	お取り扱いしません。	

*1 年金支払開始日の被保険者の年齢が20歳未満の場合、保証期間付終身年金をご選択いただくことはできません。

*2 クレディ・アグリコル生命所定の方法で円換算した額です。

*3 繰延べ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳を超える場合はお取り扱いできません。

※クレディ・アグリコル生命の定める個人年金保険を複数ご契約の場合は、同一被保険者あたりの基本保険金額(外国通貨建ての商品についてはクレディ・アグリコル生命所定の方法で円換算します)を通算して5億円がお取り扱いの限度となります。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

だきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

ご負担いただく諸費用について

■ この保険にかかる費用は、「契約時にご負担いただく費用」「積立期間中にご負担いただく費用」「年金支払期間中にご負担いただく費用」の合計額になります。また、「積立期間の再設定時にご負担いただく費用」「繰延べ期間中または据置期間中にご負担いただく費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかります。

・契約時にご負担いただく費用

項目	内容	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用	ご契約の締結等のために必要な費用です。	一時払保険料に対し、 積立期間2年プラン：2% 積立期間10年プラン：5.5%	契約時に控除します。

・積立期間中にご負担いただく費用

■ ご契約の維持等に必要な費用をあらかじめ控除したうえで積立利率を定めます。

・年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	内容	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用	年金のお支払いや管理等に必要な費用です。	支払年金額に対し、 1%	年金支払開始日以後、年1回の年金支払日に控除します。

※年金原資を一括でお支払いする場合「年金管理費用」はかかりません。また、「年金管理費用」は、将来変更されることがあります。

・積立期間の再設定時にご負担いただく費用 (積立期間2年プランのみ、指定通貨建積立期間再設定特約を付加する場合)

項目	内容	費用	ご負担いただく時期
再設定時初期費用	積立期間の再設定に必要な費用です。	再設定日前日末の積立金額に対し、1.7%	積立期間の再設定時(豪ドル建て・2年)に控除します。

※「再設定時初期費用」は、将来変更されることがあります。

・繰延べ期間中または据置期間中にご負担いただく費用

■ ご契約の維持等に必要な費用をあらかじめ控除したうえで利率を定めます。

・外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

■ 一時払保険料を外国通貨でお払い込みいただく際には銀行への振込手数料以外の手数料をご負担いただくことがあります。また、年金等の受取人が年金等を外国通貨でお受け取りになる際にも手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

■ 次の①～⑤の場合、下表のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートと通貨ごとのTTM(対顧客電信相場仲値)*の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

* TTM(対顧客電信相場仲値)は、三井住友銀行の発表する値を使用します。

- ①「保険料外貨入金特約」を付加し、豪ドル建ての一時払保険料を米ドルでお払い込みいただく場合
- ②「保険料円入金特約」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
- ③「円支払特約(12)」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ④「年金円支払特約」を付加し、年金を円でお支払いする場合
- ⑤「円建年金移行特約」により据置期間付円建年金に移行する場合(積立期間10年プランのみ)

クレディ・アグリコル生命所定の為替レート

①「保険料外貨入金特約」の為替レート	契約日の{(豪ドルTTM+25銭)÷(米ドルTTM-25銭)}
②「保険料円入金特約」の為替レート	契約日のTTM+50銭
③「円支払特約(12)」の為替レート	米ドル：円換算日のTTM-1銭
④「年金円支払特約」の為替レート	ユーロ：円換算日のTTM-2銭
⑤「円建年金移行特約」の目標額計算為替レート	豪ドル：円換算日のTTM-3銭

※上記費用は、将来変更されることがあります。

この保険の市場リスクについて

■ この保険は、外国通貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した合計額が、契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

■ この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約払戻金額等の支払合計額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

- この保険は、クーリング・オフ制度の適用対象となります。
- 申込者または契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。この場合、クレディ・アグリコル生命はお払い込みいただいた通貨でお払い込みいただいた金額を全額お返しします。なお、返金した外国通貨を円に換算したときに為替差損が生じることがあります。
- 外国通貨で一時払保険料をお払い込みいただいた場合には、お受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、上記の期間内(8日以内の消印有効)に書面によりクレディ・アグリコル生命あてにお申し出ください。
- お手続きについてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

[書面送付先]

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

2 責任開始期・生命保険募集人の権限について

- クレディ・アグリコル生命がお申し込みいただいたご契約のお引き受けを承諾した場合には、一時払保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った時(責任開始期)にさかのぼり、責任を開始します。なお、この保険では、責任開始日を契約日とします。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとクレディ・アグリコル生命の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対してクレディ・アグリコル生命が承諾したときに有効に成立します。

3 死亡保険金等をお支払いできない場合について

・次のような場合には死亡保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や、死亡保険金受取人または契約者の故意により被保険者を死亡させた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約が解除された場合
- 詐欺によりご契約が取り消しになった場合や、死亡保険金の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合

・死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じ、死亡保険金を全額または削減してお支払いします。

4 解約払戻金について

- 解約払戻金についてくわしくは、契約概要のP15「5 解約払戻金について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 生命保険会社が経営破たんに関した場合等について

- クレディ・アグリコル生命の業務または財産の状況の変化により、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。
- クレディ・アグリコル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに関した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。

6 新たな保険契約への乗り換えについて

- 現在ご契約されている他の保険契約の解約・一部解約(減額)を前提に、新たな保険契約を申し込まれる場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。その他、現在のご契約の配当請求権が消滅したり、新たにお申し込みのご契約がお引き受けできない場合がある等、お客さまに不利益となる場合があります。

7 借入金を前提としたご契約について

- 保険料を借入で調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたご契約はお引き受けしておりません。

8 税金のお取り扱いについて

- この保険の税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下記の為替レートで外国通貨を円に換算したうえで円建ての生命保険と同様に取り扱われます。

対象		円換算日	換算時為替レート
一時払保険料		保険料受領日	TTM (対顧客電信相場仲値)
年金	所得税の対象となるもの	年金支払日	TTM (対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権確定日	TTB (対顧客電信買相場)
解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約・一部解約日	TTM (対顧客電信相場仲値)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日	TTM (対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となるもの		TTB (対顧客電信買相場)

※ 「円支払特約(12)」または「年金円支払特約」を付加した場合、解約払戻金、死亡保険金および年金はクレディ・アグリコル生命所定の為替レートをを用いて円換算した金額が基準となります。

・生命保険料控除

■ お払い込みいただいた保険料は、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

※ その年に支払った生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。なお、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

※ 年金受取人および死亡保険金受取人が契約者（保険料負担者）本人、配偶者またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）である場合に適用されます。

・解約・一部解約の差益にかかる税金

選択した年金種類	契約日から5年以内の 解約・一部解約	契約日から5年超の 解約・一部解約
確定年金	源泉分離課税 (所得税+住民税)	
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

・年金にかかる税金

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	受取人	
受取人が 契約者本人の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+住民税
	本人	配偶者	本人	
受取人が 契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金支払開始時: 贈与税 年金受取時: 所得税(雑所得)+住民税

・年金支払開始日における年金の一括受取にかかる税金

受取人	年金種類	契約日から年金支払開始日までの年数	
		5年以内	5年超
契約者本人 の場合	確定年金	源泉分離課税 (所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税
	保証期間付終身年金*	所得税(雑所得)+住民税	

* 保証期間付終身年金の場合は、年金保証期間の未払年金の現価相当額の一括受取となります。被保険者が年金保証期間経過後の年金支払日に生存されているときは、以降の年金を被保険者が生存されている場合に限り継続してお支払いします。

※ 受取人が契約者以外の場合は、年金支払開始時に年金受給権の権利評価額が「贈与税」の対象となります。

・死亡保険金にかかる税金

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税



注意

・2013年から2037年までの各年分の所得税にかかる基準所得税額には、復興特別所得税が課されます。
 ・税務については、2013年2月末現在の税法・税務取り扱いに基づく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取り扱いについては、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。

9 生命保険に関する苦情・相談について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
- この保険に係る指定紛争解決機関は生命保険協会です。
- 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)

※「生命保険相談所」または全国各地の「連絡所」への連絡先については、上記ホームページアドレス、または、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール 0120-60-1221)でご照会ください。

- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10 年金・死亡保険金等のお支払いに関する手続等の留意事項

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・死亡保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- クレディ・アグリコル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。



カスタマー
サービスセンター

0120-60-1221

受付時間:
月~金曜日 9:00~17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)



注意

ご検討・お申し込みに際しましては、この「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>兼商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください、大切に保管してください。